

添付法令資料 3 :

電力の安全性に関する 2021 年 5 月 18 日付インドネシア共和国鉱物資源大臣規則
No.10 (目次)
同月 21 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 電力の安全慣行
 - 第 1 節 通則 (第 2 条ないし第 6 条)
 - 第 2 節 電力設備計画 (第 7 条ないし第 10 条)
 - 第 3 節 電力設備の建設及び設置 (第 11 条ないし第 14 条)
 - 第 4 節 電気設備の検査及び試験 (第 15 条ないし第 17 条)
 - 第 5 節 電力設備の運営 (第 18 条ないし第 21 条)
 - 第 6 節 電力設備の維持 (第 22 条ないし第 24 条)
 - 第 7 節 電力設備の監督 (第 25 条)
- 第 3 章 電力安全管理システム
 - 第 1 節 通則 (第 26 条及び第 27 条)
 - 第 2 節 電力安全管理システムの適用 (第 28 条ないし第 34 条)
 - 第 3 節 電力安全責任者 (第 35 条及び第 36 条)
- 第 4 章 電力安全管理システム適用の監査 (第 37 条ないし第 39 条)
- 第 5 章 電力安全管理システム適用遵守の評価 (第 40 条ないし第 42 条)
- 第 6 章 電力安全管理システム適用遵守の表彰 (第 43 条及び第 44 条)
- 第 7 章 指導及び監督 (第 45 条及び第 46 条)
- 第 8 章 行政処分 (第 47 条ないし第 49 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 50 条)
- 第 10 章 終則 (第 51 条及び第 52 条)